

携帯電話やタブレットなどの情報通信機器の使用について

携帯電話やタブレットなどの情報通信機器の使用に関して、次の内容を議会運営委員会において確認し、取り扱うこととする。

1 議員

携帯電話やタブレットなどの情報通信機器（議長から貸与された文書共有・会議システム用端末機を除く。）については、音を発しない措置を講じ、会議中において議場や委員会室等で使用しないこととする。

2 傍聴人

携帯電話やタブレットなどの情報通信機器については、音を発しない措置を講じ、議場や委員会室等で使用しないこととする。

3 報道関係者

携帯電話やタブレットなどの情報通信機器については、音を発しない措置を講じ、議場や委員会室等で使用しないこととする。ただし、取材等のためパソコン等を操作音に留意して使用する場合は、この限りでない。

※情報通信機器については、例示として挙げた携帯電話やタブレットの他に、スマートフォン、パソコン、ウェアラブル端末等も含んでいる。

以 上